

## 久米島町キャッシュレスポイント還元事業にかかる公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、「久米島町キャッシュレスポイント還元事業」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

### 2 業務概要

- (1) 委託名 久米島町キャッシュレスポイント還元事業業務
- (2) 委託内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託場所 久米島町字比嘉2870番地
- (4) 期間 契約締結の日から令和5年3月28日まで
- (5) 提案上限額 17,125,000円

ただし、ポイント還元原資については、金15,170,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）を上限とする。

※事務費は、事業費上限額からポイント還元原資を除いた額の範囲内とし、還元手数料及び販促費、本業務に係る一切の費用を含む。

### 3 選定方式

公募型プロポーザル方式により選定し、応募資格は次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) QRコード決済事業者とであること。
- (2) 沖縄県及び久米島町において指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (6) 応募する法人及びその役員が、久米島町暴力団排除条例（平成23年久米島町条例第17号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 提案する企画について他地方公共団体において実績を有すること。
- (8) 個人情報情報の漏えい、滅失、き損、または改ざんの防止、その他個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じることができる者であること。

#### 4 応募資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる書類を提出し、確認を受けた上で、当該プロポーザルに参加することができる。

なお、町の令和2年・3年入札参加有資格者名簿に登載された者は、次の①から④の書類を省略することができる。

- ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- ② 個人にあつては、身分証明書
- ③ 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）
- ④個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

#### 5 質疑・応答

- (1) 提出方法 電子メールによる（様式3）。電話での質問には応じない。
- (2) 提出期限 令和4年12月7日正午まで（必着）
- (3) 提出場所 久米島町役場 商工観光課
- (4) 回答方法 令和4年12月8日 本町ホームページにて回答を公開する。

#### 6 参加申込の手続き

##### (1) 提出書類

内容	備考
参加申込書（様式1）	1部
会社概要（既存のパンフレット）	1部 様式なし
企画提案書	6部 企画内容、業務スケジュール、業務体制、コスト、追加提案等を記載すること。
参考見積	6部 様式なし 開催にかかる費用（事務費）、販促費、還元費、還元手数料など詳細に記入すること。 ポイント還元原資にかかる費用を除いては消費税を含めた額とすること。
業務実績書（様式2）	1部

- (2) 参加申し込み提出期間及び時間  
令和4年12月14日午後5時 郵送必着
- (3) 提出方法  
持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、これを考慮しない。
- (4) 提出先  
久米島町役場 商工観光課

## 7 審査及び選定

- (1) 日時 令和4年12月16日
- (2) 会場 久米島町役場 2階 第3・4会議室（待機室は第5会議室）
- (3) 選定方法  
全ての提案事業者のプレゼンテーション審査終了後、選考委員会による審査を行い、受託候補事業者及び次点事業者を選定する。選定結果は概ね1週間以内に文書により通知し、本町ホームページにて公表する。なお、受託候補事業者が辞退等の際には次点の事業者を繰り上げる。
- (4) プレゼンテーション
  - ①プレゼンテーションおよび質疑の時間は1提案事業者当たり30分以内（提案、質疑10分以内）とする。
  - ②説明は、事前提出した企画提案書等の内容を基本とする。
  - ④出席者は1提案事業者当たり4名以内とし、うち1名は受託した場合における主担当者であること。
  - ⑤スクリーン以外の必要な機器については、提案者で用意すること。（スクリーンを持ち込むことも可能）

## 8 留意事項

- (1) 提出書類の取扱い
  - ①提出された全ての書類は、返却しない。
  - ②提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。
  - ③提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
  - ④町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
  - ⑤企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (2) 情報の公開及び提供  
町は、企画提案者から提出された企画提案書等について、久米島町情報公開条例

(平成18年久米島町条例第1号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

(3) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

やむを得ない事情により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、延期、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本町に請求することはできない。

## 9 スケジュール

公告日現在におけるスケジュールは次のとおり。

内容	スケジュール
公告、公募開始、質問書受付	令和4年12月2日(金)
質問書受付〆切	令和4年12月7日(水) 正午まで
質問書の回答 (町ホームページへ掲載)	令和4年12月8日(木)
応募資格必要書類、参加申込書等受付〆切	令和4年12月14日(水) 午後5時必着
企画提案書の審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和4年12月16日(予定)
結果通知	令和4年12月20日(予定)
契約締結	令和4年12月20日(予定)

## 10 本件問い合わせ先

〒901-3193

沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地

商工観光課 山城

電話 098-985-7131

FAX 098-985-7080

メール syokokanko@town.kumejima.lg.jp